

令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原 告 [REDACTED] 外15名

被 告 東北電力株式会社 外9名

## 答弁書

令和6年10月17日

名古屋地方裁判所民事第6部合議A係 御中

〒100-6315

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

丸の内ビルディング15階

岩田合同法律事務所（送達場所）

電 話 [REDACTED]

F A X [REDACTED]

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力  
株式会社、同九州電力株式会社、同中國電力株式会社、同  
北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四國電  
力株式会社

訴訟代理人弁護士

吉 原 朋



同

泉 篤



同

丸 山 真



同

申澤



同

森 駿



同

佐々木 智



同

宮坂



同

鈴木 莉



同（連絡担当）

小林 郁



〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目5番10号

名古屋丸の内ビル9階

弁護士法人不二法律事務所

電話

FAX

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力  
 株式会社、同九州電力株式会社、同中國電力株式会社、同  
 北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電  
 力株式会社

訴訟代理人弁護士

高橋俊



## 第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁）

- 1 原告らの被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社に対する本件訴えをいずれも却下する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする  
との判決を求める。

## 第2 本案前の主張

原告らの本件訴えは、被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社（以下「被告ら8社」という。）に対し、「それぞれ、その販売する電気にかかる火力発電による二酸化炭素の年間排出量について、2030年度及び2035年度において、別紙1（注：訴状別紙1）に記載する量を超えて排出してはならない」ことを求めるものである。

かかる請求は、「2030年度及び2035年度」という将来の時点における被告ら8社の「販売する電気にかかる火力発電による二酸化炭素の年間排出量」について、割合的な差止めを求めるものであり、「将来の給付を求める訴え」（民事訴訟法135条）に該当するところ、原告らの請求は、「将来の給付を求める訴え」としての適格性を欠くとともに、「あらかじめその請求をする必要」（同条）、すなわち、将来請求の訴えの利益が認められない。

したがって、原告らの本件訴えは不適法であることが明らかであるから、速やかに却下されるべきである。

以下、詳述する（なお、以下「二酸化炭素」については「CO<sub>2</sub>」と表記する。）。

1 原告らの本件請求は、「将来の給付を求める訴え」としての適格性を欠き、また、将来請求の訴えの利益が認められないこと

(1) 将来の給付の訴えの適格性及び将来の訴えの利益について

民事訴訟法135条(平成8年法律第109号による改正前の民事訴訟法226条)は、あらかじめ請求する必要があることを条件として将来の給付の訴えを許容しているところ、「同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかるつているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎないものと解される」(最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁参照)。

そして、前掲最判昭和56年12月16日は、継続的不法行為に基づく将来の損害賠償請求権について、上記規定の趣旨に照らし、「例えば不動産の不法占有者に対して明渡義務の履行完了までの賃料相当額の損害金の支払を訴求する場合のように、右請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、右請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、債務者による占有の廃止、新たな占有権原の取得等のあらかじめ明確に予測しうる事由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止しうるという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない点において前記の期限付債権等と同視しうるような場

合には、これにつき将来の給付の訴えを許しても格別支障があるとはいえない。しかし、たとえ同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であつても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかん等が流動性をもつ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点においてはじめてこれを認定することができるとともに、その場合における権利の成立要件の具備については当然に債権者においてこれを立証すべく、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生としてとらえてその負担を債務者に課するには不当であると考えられるようなものについては、前記の不動産の継続的不法占有の場合とはとうてい同一に論することはできず、かかる将来の損害賠償請求権については、冒頭に説示したとおり、本来例外的にのみ認められる将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を有するものとすることはできないと解するのが相当である」とする。

また、将来給付の訴えが適法であるためには、「あらかじめその請求をする必要」(民事訴訟法135条)、すなわち、将来請求の訴えの利益が認められることが必要であるところ、被告ら8社につき、現在何らかの規制違反等による違法行為があるといった事情は、一切存在していない。かかる状況下において、割合的な差止めを求める原告らの本件訴えにつき将来給付の訴えの利益が認められるためには、被告ら8社について、将来の違法行為が行われる高度の蓋然性が認められることが必要であると解すべきである(兼子一原著・松浦馨ほか著『条解民事訴訟法〔第2版〕』795頁(2011年、弘文堂))。

(2) 請求権の基礎となるべき事実関係又は法律関係が現に存在していないこと

ア 排出削減義務を基礎づける国際公序等について

原告らは、被告ら8社の排出削減義務の根拠として、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために科学的知見から要請されるCO<sub>2</sub>排出削減目標が国際的な共通認識となっていることや、国連指導原則等の企業の人権尊重に関する国際公序等を挙げる（訴状第6の1〔74頁〕）。

本案の審理が行われることとなった場合には、被告ら8社は、これらが私企業である被告ら8社に排出削減にかかる法的義務を生じさせるものであるとの原告らの主張につき、強く争う予定である。

ただし、これを撇くとしても、気温上昇に関する科学的知見の成果や予測は、気候変動の進行状況や予測に関する科学水準の上昇等によって時々刻々と変化するものであって、かかる科学的知見に基づき各種研究機関がそれぞれ提言する排出削減目標は、常に新たな提言や、見直しがなされる可能性を有するものである。そして、これらの研究結果や提言の各国の受け止めや対応もまた、国際社会の潮流や地政学的要因等によって変動し続ける性質を持つ。

このように、原告らの主張において、被告ら8社の排出削減義務を基礎づけるとされる国際公序等は、そもそも私企業である被告ら8社に排出削減にかかる法的義務を生じさせるものではないことに加え、かかる国際公序等の内容は常に変動し得るものであって、現在において、将来の差止め請求権の基礎となるべき規範（法律関係）として確立しているものとはいえない。

イ 2030年度及び2035年度におけるCO<sub>2</sub>排出量について

前記アのとおり、気温上昇に関する科学的知見の成果や予測、これに伴うCO<sub>2</sub>の排出にかかる各種提言等が時々刻々と変動し得るものであり、

各國における対応やこれに即した各國の私企業の対応も時々刻々と変動するものであって、被告ら8社の将来におけるCO<sub>2</sub>排出量もまた、國家のエネルギー政策及び国際的議論状況の変動や、発電に関する技術的革新等の事情、あるいは自然災害等を含む多種多様な要因に基づき、各年度において変動するものである。

したがって、現在の事情のみを基礎として、被告ら8社の将来におけるCO<sub>2</sub>排出量の状況を正確に予測することができるものではなく、被告ら8社の将来のCO<sub>2</sub>排出量にかかる事実関係についても、現在、その基礎が存在しているということはできない。

### (3) 有利な将来の事由を明確に予測することができず、被告ら8社に請求異議の訴えの提起を求めることが不当であること

前記(2)記載のとおり、原告らが排出量削減義務の根拠として主張する国際公序等は、私企業である被告ら8社に排出削減にかかる法的義務を生じさせるものではない上、多種多様な要因により、現在から将来にかけて常に変動し得るものである。また、被告ら8社の将来におけるCO<sub>2</sub>排出量の状況についても、同様に、これを正確に予測することができるものではない。そのため、原告らの請求につき、将来において発生するいかなる事由が被告ら8社に有利な事由となり得るかについては、一義的に明確でない。

このように、原告らの請求につき、被告ら8社に有利な将来の事由を明確に予測することはできないにもかかわらず、仮に、原告らの主張する事実関係及び法律関係に基づき差止請求が許容されるとすれば、被告ら8社は、請求異議の訴えにおいて、被告ら8社に有利になり得るあらゆる事由を請求異議事由として主張立証することによってのみ執行を阻止することができる事になる。これは、原告らの請求についての本来の主張立証責任を転換するものであり、被告ら8社の事業に甚大な影響を及ぼす本件請求に関し、被

告ら8社に過大な負担を課すものであって、司法手続における衡平を著しく害する結果となる。

したがって、本件請求は、被告ら8社に有利な将来の事由を明確に予測することができないものであり、被告ら8社に有利な事情変動が生じた場合に、被告ら8社に請求異議の訴えの提起を求めるることは不当である。

#### (4) 将来の違法行為が行われる高度の蓋然性が認められないこと

原告らの主張によっても、被告ら8社に対し適用されるCO<sub>2</sub>の排出量にかかる国内外の法規制が現時点において存在するものではなく、被告ら8社につき、現在何らかの規制違反等による違法行為があるといった事情は、一切存在していない。

原告らの本件訴えは、被告ら8社の継続的な不法行為を主張するものではない上、前記(2)及び(3)に記載のとおり、その基礎となる事実関係、法律関係が現に存在するものではなく、また、将来において、請求の当否に関わるいかなる事由が発生するかについて、現時点で予測することもできないものである。

これらを踏まえれば、被告ら8社について、将来の違法行為が行われる高度の蓋然性が認められるものではない。

#### (5) 小括

以上のとおり、原告らの本件請求について、その基礎となる事実関係、法律関係のいずれについても、現在既にこれが存在しているということはできず、また、被告ら8社に有利な将来の事由を明確に予測することはできないものであって、被告ら8社に有利な事情変動が生じた場合に、被告ら8社に請求異議の訴えの提起を求めるることは不当であるといわざるを得ないから、本件訴えは、将来の給付の訴えとしての適格性を欠いている。

また、被告ら8社について、将来における違法行為が行われる高度の蓋然性は認められず、原告らの本件訴えは、「あらかじめその請求をする必要」（民事訴訟法135条）、すなわち、将来請求の訴えの利益を欠くものであることが明らかである。

## 2 結論

よって、原告らの本件訴えは、「将来の給付を求める訴え」としての適格性及び将来給付の訴えの利益を欠き不適法であるから、却下を免れない。

以上